

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市公共下水道事業分担金条例第6条	盛岡市公共下水道事業分担金の減免	下水道整備課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 受益者負担金を減額し、又は免除できるのは、次のいずれかに該当する受益者であること。

ア 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供し、又は供することを予定している土地（道路等を除く。）に係る受益者

イ 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

ウ 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

エ 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

オ 国又は地方公共団体以外の者が、公共の用に供していると上下水道事業管理者が認める土地に係る受益者

カ 現況が農地等である土地に係る受益者

キ アからカに掲げる者のほか、特別の事情があると上下水道事業管理者が認める受益者

(2) 受益者負担金の減免は、次表に定めるところによる。

受益者	減免の対象となる土地	土地の用途	減免率
ア 条例第11条第1項第1号に掲げる者	国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供し、又は供することを予定している土地（道路等を除く。）	庁舎	50パーセント
		警察法務収容施設	75パーセント
		有料の職員宿舎	25パーセント
		無料の職員宿舎	50パーセント
		学校、図書館、公民館、美術館、体育運動施設その他これらに準じる施設	75パーセント
		母子生活支援施設、保育所、児童館、老人福祉センターその他これらに準じる施設	75パーセント
		病院	25パーセント

イ 条例第11条第1項第2号に掲げる者	国有林野事業の特別会計に属する行政財産及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける事業に係る土地		25パーセント
ウ 条例第11条第1項第3号に掲げる者	公の生活扶助を受けている者が受益者である土地		生活扶助受給期間中に係る期別納付額の100パーセント
	公の生活扶助を受けている受益者に準ずる特別の事情があると認められる者が受益者である土地		別に定める。
エ 条例第11条第1項第4号に掲げる者	事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した者が受益者である土地		別に定める。
オ 条例第11条第1項第5号に掲げる者	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業に係る土地	踏切道及び駅前広場 鉄道線路の敷地（踏切道の部分を除く。）	100パーセント 70パーセント
	私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用に直接使用している土地		75パーセント
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人		75パーセント

	(以下「社会福祉法人」という。)がその本来の事業のために直接使用している土地		
	独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人がその本来の事業のために直接使用している土地		25パーセント
	町内会その他の自治組織がその本来の事業のために使用している土地	公民館及び集会所	100パーセント
	公道に準ずると認められる私道の用地		別に定める。
カ 条例第11条第1項第6号に掲げる者	現況が田、畑、山林及び原野である土地で地積が1,000平方メートルを超えるもの(連たんしているものに限る。)		30パーセント
キ 条例第11条第1項第7号に掲げる者	文化財保護法(昭和25年法律第214号)、岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)又は盛岡市文化財保護条例(昭和53		100パーセント

	年条例第21号)の規定に基づき指定された文化財に係る土地		
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地である土地		100パーセント
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地である土地		50パーセント
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（国、地方公共団体又は社会福祉法人が設置する児童福祉施設を除く。）に係る土地		75パーセント
	公共下水道の利用が著しく困難である土地その他上下水道事業管理者が特に減免の必要があると認めた土地		別に定める。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。